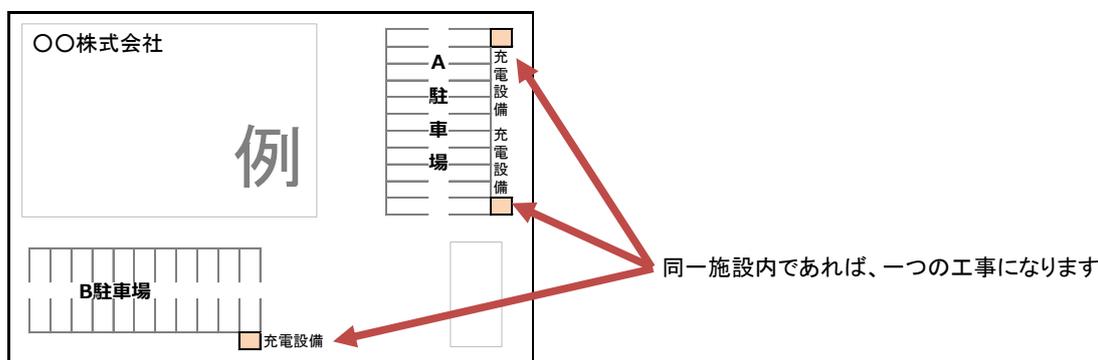
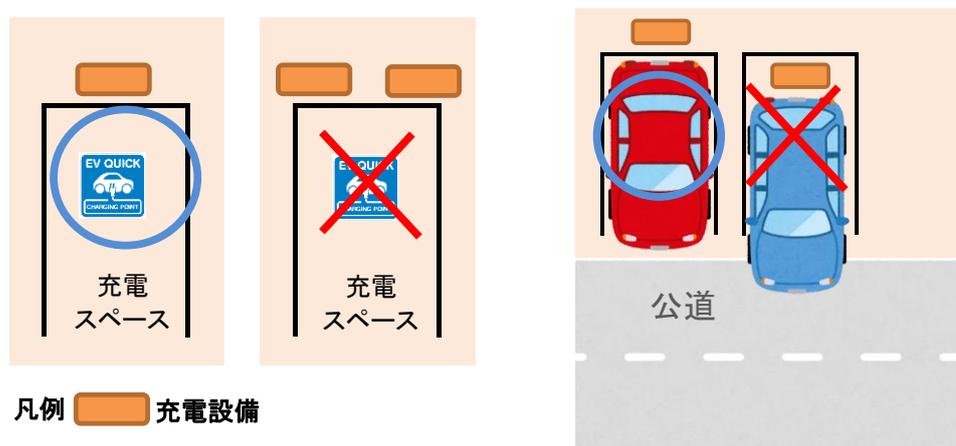


- (1) 申請者は、充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
充電設備の発注、工事の施工開始および支払は「交付決定通知書」の受領後になります。
- (2) 採択のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。
- (3) 「充電設備を設置する同一施設に属する駐車場」での工事を「一つの工事」としてみなします。 [リンク: 一つの工事について](#)
申請は「一つの工事」ごとに行ってください。「一つの工事」での複数の充電設備等を設置する場合も一つの申請となります。



- (4) 充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用することを条件とします。
また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (5) 充電設備は、駐車スペース1台につき、一基設置することを条件とします。
ただし、充電コネクタが2つ以上または充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画してください。
- (6) また、駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。
駐車スペースの目安は幅2.5m、奥行き5mとします。



- (7) 公募兼交付申請の要件および事業ごとに定めた特有の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
ただし、その設置計画は本補助金の申請受付開始以降の計画である必要があります。
- (8) 補助対象となる充電設備は、充電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認した充電設備(型式)が対象となります
(センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」で、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。)
なお、充電設備は新品であることが条件です。
「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知書を受領後に充電設備の発注および支払をし、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降の充電設備をいう。
- (9) 補助対象となる設置工事は、センターが定める補助対象設置工事項目が対象になります。
- (10) 申請者は充電設備を設置する駐車場の土地の使用権限を持っていることが必要です。